

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条及び第四条の改正規定を次のように改める。

第三条第一項中「行うとともに」の下に「、地表及び大気中の温度又は大気中の温室効果ガスの濃度に係る長期目標を設定した上で」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「抑制等のための措置」を「量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、地球温暖化対策を策定し、及び実施するに当たっては、地球温暖化の影響による深刻な又は回復しがたい被害が生じるおそれがある場合には科学的知見が十分ではないことを理由として地球温暖化の防止に関し予防的に講ずべき措置を遅らせてはならないことを旨として、これを行うものとする。

第四条第二項中「抑制等のための措置」を「量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」に改める。

第十一条第二号の改正規定中「長期的展望」を「第三条第一項の長期目標を踏まえた長期的展望」に改め

る。

第二十一条の次に九条を加える改正規定のうち第二十一条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による報告（同項の主務省令で定める区分ごとに行われる報告であつて主務省令で定めるもの及び次条第一項の請求に係る温室効果ガス算定排出量に係るものを除く。）は、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該報告に係る事項に関し意見を付すことができる。

第二十一条の次に九条を加える改正規定のうち第二十一条の三第一項中「おそれがある」の下に「特別の事情がある」を加え、「次条第二項第二号」を「第三項及び次条第二項第二号」に、「同じ」を「合算排出量」という』に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業所管大臣は、第一項の請求（前条第二項の主務省令で定める報告に係るものを除く。）があつたときは、遅滞なく、当該請求を行った特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量について、同条第一項の規

定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、合算排出量をもって当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事（次条第一項及び第二十一条の八第二項において「管轄都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

第二十一条の次に九条を加える改正規定のうち第二十一条の四第一項中「経済産業大臣」の下に、「（次項第二号に掲げる場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣並びに管轄都道府県知事）」を加え、同条第二項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量」を「合算排出量」に改め、同項第三号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十一条の次に九条を加える改正規定のうち第二十一条の五第三項中「第二十一条の三第三項」を「第二十一条の三第四項」に改め、同条第四項中「事業所管大臣」の下に「及び都道府県知事」を加える。

第二十一条の次に九条を加える改正規定のうち第二十一条の八第二項中「経済産業大臣」の下に、「（当該情報に係る第二十一条の二第一項の規定による報告（同条第二項の主務省令で定める報告を除く。）について第二十一条の三第一項の請求があつた場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣並びに管轄都道府県知

事)」を加え、同条第五項中「事業所管大臣」の下に「及び都道府県知事」を加える。

第二十一条の次に九条を加える改正規定中第二十一条の十を次のように改める。

(温室効果ガスの排出の抑制等に関する協定)

第二十一条の十 国は、事業者団体との間において当該事業者団体に係る事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減の目標その他の当該事業者による温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項を定めた協定を締結するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の次に九条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十二条第一項中「留意しつつ」の下に「、前条に規定する協定を締結する事業者団体に係る事業者にあつては当該協定の内容を踏まえて」を加える。

第三十条の次に二条を加える改正規定のうち第三十条の三第二項中「第二十一条の三第三項又は第四項」を「第二十一条の三第四項又は第五項」に改める。

第二十一条の次に一条を加える改正規定中「次の一条」を「次の二条」に改め、第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第三十一条の三 第二十一条の二第二項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
附則第三条を次のように改める。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項の次に次のように加える。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	第二十一条の二第二項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務
-------------------------------	---------------------------------------